

令和2年度第3回百貨店専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和2年10月9日（金） 13時00分～13時52分

2 場 所 山口地方合同庁舎1号館 1階第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 使用側からは、山口県の過去の百貨店・総合スーパーの最低賃金額の引上げ状況を見ると、地域別最低賃金との差が縮小傾向にあり、このことは特定最低賃金制度の優位性に逆行するものであることから、引上げが必要である。

高い賃金をアピールできれば、良い人材が集まり、労働者のモチベーションも向上し、企業の業績もアップして好循環を生み出す。その結果、業界の魅力アップ、健全な発展につながると認識している。

特定最低賃金をある程度引上げることによって、山口県の百貨店・総合スーパー業界は、労使が一丸となって、新型コロナウイルスに打ち勝つという姿勢を内外にアピールできる。

こうした認識に基づき、今年度に限ったの特例措置として、賃金改定状況調査の第4表の卸売業・小売業の賃金上昇率0.8%、これを参考にして7円引上げ、金額として859円で労使の意見が一致したとの主張がされた。

(2) 労働者側からは、特定最低賃金の7円引上げについては異論がないとの主張がされた。

(3) 7円の引上げ、859円の全会一致で結審した。

(4) 事務局が、本日付けで答申要旨の公示を行った。

注)百貨店専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会」である。